令和８年度（2026年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（標茶地域）
委託業務処理要領【案】

１　目的

本業務は、北海道内におけるエゾシカの生息数や農林業被害額が未だに高水準であることから地域で行われている他の捕獲事業と連携し、鳥獣保護区等の捕獲困難地での捕獲を道が行うことにより事業実施地域周辺のエゾシカによる農林業及び生活環境に係る被害、生物多様性に及ぼす影響等を減少させるとともに、地域全体でのエゾシカの捕獲効率の向上を目的とする。

２　業務内容及び実施方法

本業務は、環境省が平成27年度に創設した指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業であり、業務の実施については、関係者や専門家で構成する調整会議の助言を得ながら、次の事項を承知･遵守し、実施すること。

なお、具体的な箇所及び手法、捕獲頭数等は業務仕様書によることとし、捕獲実施にあっては道が作成した「鳥獣保護区等規制地域におけるエゾシカ捕獲手法マニュアル」（以下「捕獲手法マニュアル」という。）第７章から第10章に基づくほか、次のとおりとする。

（１）業務処理計画書

委託契約書第４条により提出する業務処理計画書については、業務の実施体制や従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載することとし、契約締結後速やかに提出すること。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第８項に基づく従事者証及び指示書の交付を受けた上で捕獲を実施すること。

（２）指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書の提出

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の２第９項の規定により読み替えて適用する同法第９条第８項に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書を捕獲作業の実施前までに提出すること。

（３）事前調査の実施

業務の実施に当たり、事前に標茶町や地権者と連絡調整を行い、円滑な実施に努めるとともに、現地踏査及び関係自治体や周辺住民、地元狩猟者等からの聞き取り、既存のデータを使用するなどして、より効果的な捕獲事業の実施場所を選定するために調査を行う。

調査に当たり、道が貸与する自動撮影カメラ等を用いてシカの生息状況を調査し、撮影結果から出没頻度や群れ構成等を分析し、捕獲計画に反映させること。

（４）捕獲作業計画の策定

捕獲実施計画、調整会議での意見及び生息状況調査の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を策定すること。

なお、捕獲作業計画には、捕獲事業内容、安全管理体制、関連する法令･規制、捕獲個体の記録・処理方針等を記載することとし、次の点に留意すること。

ア　捕獲事業内容

猟法及び捕獲手法、実施位置、体制、回数、スケジュールなど作業に関する具体的事項を記載すること。

イ　安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。

また、周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた捕獲時の現地立入規制体制を記載すること。

ウ　関連する法令･規制

関連する法令及び条例等に関し、必要な申請内容（申請先及び必要書類等）を記載すること。

エ　捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法を記載するとともに、有効活用に向けた対応方針を記載すること。

（５）調整会議での事業説明

委託者が開催する調整会議に出席し、地域の関係機関との調整及び地域住民等への安全管理の確保のため、事業計画について説明を行うこと。その際において修正・変更などを求められた場合には、改めて業務担当員と協議を行い、適宜対応すること。

また、捕獲事業終了後に開催する調整会議に出席し、事業成果について説明を行うこと。

（６）捕獲の実施等

ア　各地域において２の（４）で定めた捕獲作業計画に基づき捕獲を実施すること。捕獲手法について捕獲実施状況等に応じ、変更する場合は、業務担当員と事前に協議すること。

イ　捕獲事業終了後は跡地を風致の保護上支障のないよう整理するとともに、事業実施に伴い設置した工作物等は、全て確実に回収し、事業完了後に地権者の確認を受けること。

ウ　エゾシカ以外の鳥獣が捕獲されないよう細心の注意を払うとともに、錯誤捕獲がされた場合には、原則として放獣すること。

エ　道内各地には、エゾシカ生息状況調査のために首輪や耳標を付けて放獣された個体がいるため、そうした個体については、可能な限り捕獲の対象とはしないこと。

オ　事業期間中に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第４条第３項で定める国内希少野生動植物種を確認等した場合は、速やかに業務担当員に協議し、その指示に従うこと。その場合、必要に応じ道が指定する専門家の助言を受けながら業務を実施しなければならないことがあるので留意すること。専門家に対する費用については、道が負担する。

（７）　捕獲個体の確認･記録

捕獲個体の確認にあっては、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（平成29年11月14日付け環境省自然環境局野生生物課長通知）」に基づき委託者等が実施する確認作業（現地確認、処理先への搬入による確認、書類確認等）に協力すること。

この場合において、現地確認を行う場合は、捕獲のあった場所で立会し、業務担当員の指示受け確認作業に協力すること。搬入確認の場合は、業務担当員と事前に協議し施設側から了解が得られた施設に搬入し、搬入施設が行う確認作業に協力すること。書類確認の場合は、証拠物として捕獲個体の尾を業務担当員に提出すること。

上記確認作業のほか、個体毎に捕獲従事者名、獣種名、捕獲方法、雌雄の区分、成獣・幼獣別、頭数、捕獲月日、捕獲場所、確認方法、処理加工施設の種類、確認者を捕獲個体確認書（様式１）により記録すること。

捕獲個体確認書には、搬入確認で対応することがあらかじめ決定している場合を除き、捕獲個体等の証拠写真を添付すること。

なお、撮影にあってはGPS機能付きのカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めること。

また、上記捕獲個体確認書の他に捕獲個体記録票（様式２）、エゾシカ捕獲作業日報（参考様式１）、捕獲実績月例報告書（参考様式２）も併せて提出すること。

（８）捕獲個体の処理

本業務における捕獲個体については、民間施設等で公平に利用されることとしていることから、これら以外の有効活用を望む者があった場合は、あらかじめ業務担当員に協議すること。

ただし、受入先は、食肉利用の場合は、保健所から食品衛生法第52条第１項に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ、道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえて捕獲個体の衛生的な処理に努めている施設に引き渡すこととする。

なお、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設を優先するが、認証施設以外であっても、HACCP等による衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮するものとする。ペットフード利用の場合は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第９条第１項

による届出を行っている事業者であることを要件とする。

（９）作業日報の作成等

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、作業内容及び捕獲状況を記載した作業日報を作成すること。捕獲個体があった場合は、「（７）捕獲個体の確認･記録」により整理すること。

また、毎月末現在の捕獲状況等について、翌月10日（10日が土日祝日の場合は、翌開庁日まで）までに業務担当員に報告すること。

(10) その他

ア　道との連絡調整

捕獲事業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施することとし、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

イ　安全管理体制の構築

２の（４）のイで定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。捕獲事業の実施に当たっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間、捕獲手法を市町村等関係機関に周知するとともに、地域住民等にチラシを配布するなどにより、周知を図ること。

また、従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、本業務は、冬期間にかけて実施されることから、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等のないよう十分な装備と計画のもと実施すること。

ウ　腕章等の装着

捕獲事業の従事者又は事前調査で実施地域に入る者は、腕章等を装着するとともに、道が発行する従事者証を常に携行すること。

エ　除雪の実施

捕獲場所への通じる道路は、必要に応じて除雪を実施すること。

オ　関係法令の遵守

銃刀法、火薬類取締法、電波法（無線機を使用する場合）等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

３　実績報告

委託契約書第11条第１項により、本業務を完了した際には実績報告書（様式３）を提出し、業務完了年月日、成果品名及びその部数を記載し、本業務に要した経費の明細（経費明細書）を添付すること。

なお、実績報告書、成果品を提出の際には、その内容を説明すること。

また、成果品は、「令和８年度（2026年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（標茶地域）委託業務報業務告書」とし、その記載事項や添付書類等は、次のとおりとする。

なお、記載事項の詳細等については、必要に応じて業務担当員と協議するものとする。

（１）記載事項

ア　地域調整会議の内容

効果的な手法について提案された内容等

イ　生息状況調査の内容

エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯等

ウ　捕獲作業の概要

捕獲結果、捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等

エ　捕獲個体の処理方法

捕獲個体を搬入した施設、その他処理方法等

オ　捕獲実施における詳細

出猟日、出猟場所毎の従事者数、捕獲数及び処理の概要、エゾシカ目撃数等

カ　その他

成果品の作成に当たっては、生息状況調査等の概要（エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯等）、捕獲作業の概要（捕獲結果、捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、捕獲個体の処理方法、その他事業実施全体にあって支障となった点や要改善点等を記載すること。また、捕獲実施における明細（出猟日・出猟場所毎の従事者数・捕獲数及び処理の概要・シカ目撃数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打ち合せの内容、作業日報、捕獲個体記録票を添付すること。

特に、捕獲目標に達しなかった場合においては、事前調査の方法・回数、捕獲計画策定の経緯、現地の状況、天候等、考えられる要因を全て検証して、今後の捕獲事業の資料となるよう詳細に報告すること。

（２）体裁

A4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用し、ファイル綴じ又は製本仕上げとすること。(写真、図面等はカラーとする。)

捕獲事業の実施に伴い、撮影した写真（写真内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）は、成果品への使用の有無に関わらず、DVD-R等に保存して提出すること。なお、電子データは、Microsoft社Windows11形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフトMicrosoft社Word（ファイル形式はWord 2020以下）、表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式はExcel 2020以下）を使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換して保存し、DVD-R等及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

（３）提出期限及び提出部数

提出期限　令和９年（2027年）３月12日（金）

提出部数　紙媒体（A4版）及び電子媒体（DVD-R等）　各１部

（４）データ等の公開

業務の実施により得られたデータ及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

４　その他

（１）事故の防止

調査の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、作業の際には事故防止に努めるほか、目立つ服装をし、複数人で行動すること。

また、捕獲場所はヒグマの生息地であることから遭遇防止対策を徹底すること。ヒグマを誘引する可能性がある餌を使用する場合、餌の管理を徹底するとともに、生息状況調査や現場においてヒグマの出没や痕跡が確認された場合は速やかに業務担当者へ報告し、対応を協議すること。

（２）本事業は、環境省が策定する国立公園に含まれる地域もあることから、業務担当者の指示に従い必要な処置を行うこと。

（３）業務内容等の変更

受託者は、やむを得ない事情により本要領に定める業務内容等の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

（４）業務処理要領に定めのない事項

本要領に疑義が生じた場合又は業務を履行し難い事由が生じたとき、定めのない事項については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。